



茨城県 古河市
Koga City

資料2

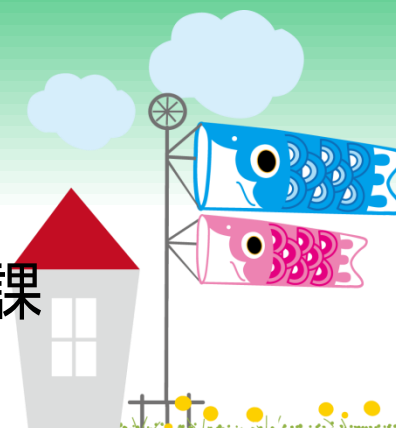


子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」と「区域の設定」について

◆ ニーズ調査の結果から ◆



子ども部子育て対策課
子ども政策室

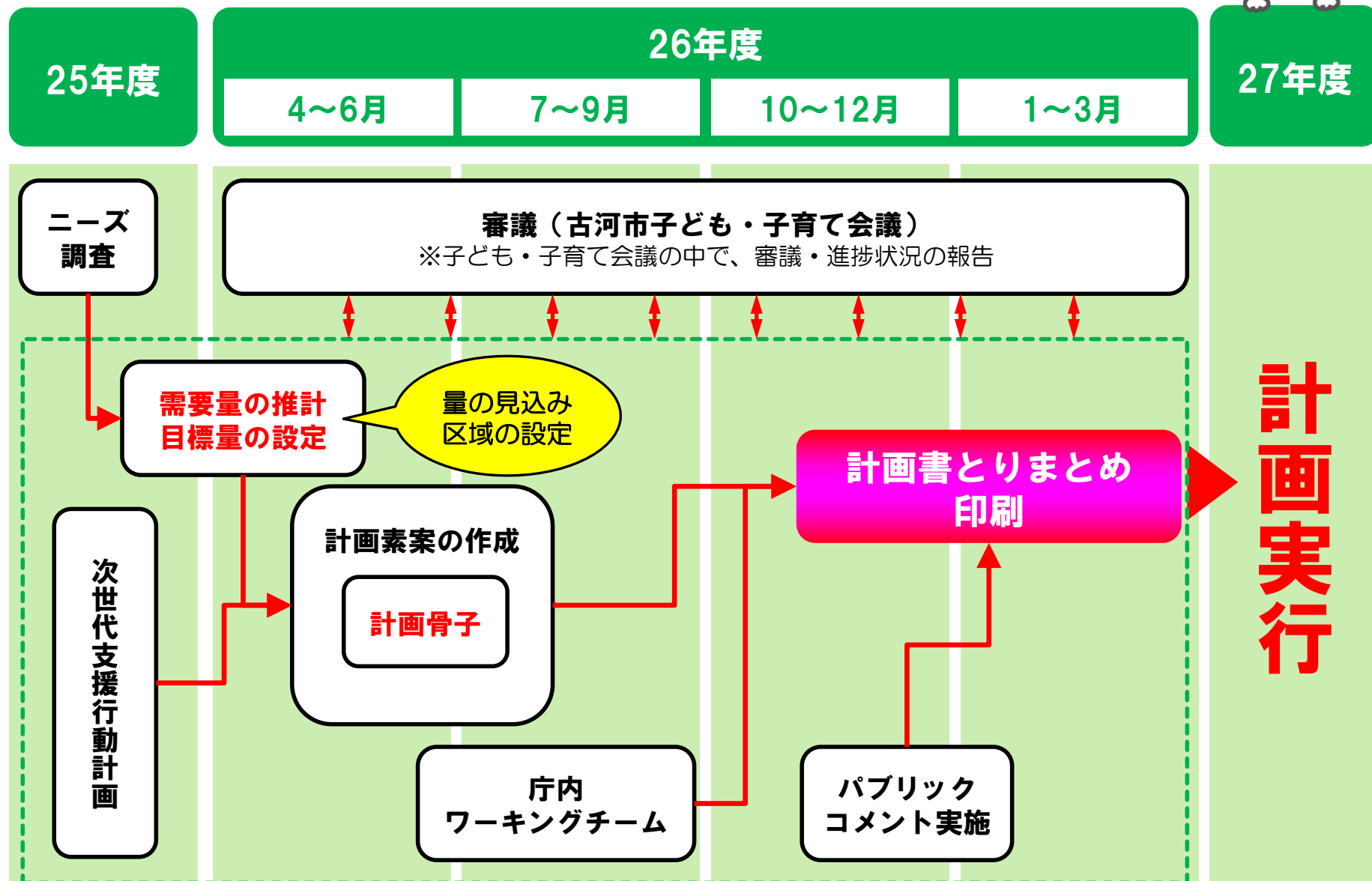




■ I	26年度支援事業計画策定の流れ		P3
■ II	「量の見込み」について（１）	1 「量の見込み」と支援事業計画	P4
■ II	「量の見込み」について（２）	2 「量の見込み」の基本的な考え方	P5
		3 算出項目（全国共通）	
■ II	「量の見込み」について（３）	4 家庭類型の内容	P6
■ II	「量の見込み」について（４）	5 タイプの設定 ～集計から家族類型を振分け～	P7
■ II	「量の見込み」について（５）	6 算出方法 ～ニーズ調査の結果から推計できるもの～	P8
■ II	「量の見込み」について（６）	7 集計結果	P9
■ III	教育・保育提供区域の設定（１）	1 教育・保育提供区域とは	P10
		2 区域の設定にあたっての前提	
■ III	教育・保育提供区域の設定（２）	3 区域設定にあたってのメリット・デメリット	P11
■ III	教育・保育提供区域の設定（３）	4 区域設定の検討資料（古河地区の現況）	P12
■ III	教育・保育提供区域の設定（４）	5 区域設定の検討資料（総和地区の現況）	P13
■ III	教育・保育提供区域の設定（５）	6 区域設定の検討資料（三和地区の現況）	P14
■ III	教育・保育提供区域の設定（６）	7 区域設定の考察	P15
■ IV	事業計画（１）	1 骨子案	P16
■ IV	事業計画（２）	2 他の計画との関連（古河市教育総合プラン）	P17
■ IV	事業計画（３）	3 参考資料（ニーズ調査自由記述の集計）	P18



26年度支援事業計画策定の流れ



II 「量の見込み」について（1）



1 「量の見込み」と支援事業計画

子育てに対する
保護者の不安

現状の課題



保育所待機児童

ニーズ調査

利用希望を
考慮・把握・分析し
計画を策定



事業計画

「量的拡充」
「質の改善」



II 「量の見込み」について（2）



2 「量の見込み」の基本的な考え方

子ども・子育て支援法 第61条第2項

- ① 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする
地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

支援法に基づく基本指針（案）

調査を実施し、これらを踏まえ、**推計**し、具体的な目標設定を行うこと。



3 算出項目（全国共通）

教育・保育関係（4区分）

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	専業主婦（夫）・家庭就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号 (3-5歳)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号 (0-2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育

地域子ども・子育て支援事業関係（8区分）

- ◆時間外保育事業 ◆放課後児童健全育成事業 ◆子育て短期支援事業 ◆地域子育て支援拠点事業
- ◆一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他）
- ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ◆病児保育事業 ◆利用者支援事業

II 「量の見込み」について（3）



4 家庭類型の内容

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

下限時間の設定

政府の子ども・子育て会議では、新制度の保育所の利用をパートタイマーにも広げ、保護者の就労時間の下限を「月48～64時間の範囲で市町村が定める」とあります。

古河市の基準（古河市保育の実施に関する条例施行規則）では、現在80時間で定めていますが、下限時間を64時間として「量の見込み」を3月に県報告済です。この理由としては時間数を減した場合に待機児童数が極端に増加し、供給体制を整備することが困難であることを想定したものです。



II 「量の見込み」について（４）



5 タイプの設定 ～集計から家庭類型を振分け～

ひとり親については
タイプAとして分類

  父親 母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC ⁻		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC ⁻		タイプE ⁻		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

II 「量の見込み」について（5）



6 算出方法 ～ニーズ調査の結果から推計できるもの～

算出方法は1～3号共通

数字を膨らませる
＝最大量を見込む
＝潜在を把握する

推計児童数（人）

計画期間（27～31年度）
内のそれぞれの年における
各歳別児童数
※ 県統計資料より

×

潜在家庭類型（割合）

「現在の就労状況」に
「今後の就労希望」を加味
※アンケート結果から算出

=

家庭類型別児童数 （人）



家庭類型別児童数 （人）

×

利用意向率（割合）

※アンケート結果から
算出

=

量の見込み （ニーズ量）

II 「量の見込み」について（6）



7 集計結果

量の見込み		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		1,192人	1,162人	1,110人	1,086人	1,050人
2号認定	教育二歳	790人	771人	736人	720人	697人
	保育二歳	1,320人	1,288人	1,230人	1,204人	1,164人
3号認定	0歳	528人	515人	501人	488人	476人
	1・2歳	934人	900人	878人	856人	833人
時間外保育事業		387人	376人	363人	354人	344人
放課後児童 健全育成事業	小学1～3年生	1,221人日	1,225人日	1,225人日	1,186人日	1,157人日
	小学4～6年生	924人日	882人日	851人日	845人日	847人日
預かり保育 （幼稚園のみ）	1号認定による利用	3,107人日	3,031人日	2,893人日	2,832人日	2,739人日
	2号認定による利用	203,482人日	198,501人日	189,500人日	185,480人日	179,359人日
	上記以外	135,120人日	131,257人日	126,588人日	123,622人日	119,967人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業 （ファミサポ事業【病児・緊急対応強化事業】）		8,191人日	7,958人日	7,673人日	7,493人日	7,271人日
子育て援助活動支援事業 （ファミサポ事業）（就学児低学年のみ）		311人日	312人日	312人日	302人日	295人日
子育て短期支援事業（ショートステイ）		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業		3,491人回	3,377人回	3,291人回	3,206人回	3,123人回
利用者支援事業		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
乳児家庭全戸訪問事業		924人	901人	876人	854人	832人
養育訪問支援事業		15人	15人	14人	14人	13人
妊婦健診		779人	760人	739人	720人	702人

III 教育・保育提供区域の設定（1）



1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条にて、「量の見込み」及び「確保の方策」（確保する事業の内容やその実施時期）を設定する単位（市町村ごとの裁量で設定し、子ども・子育て支援事業計画に記載）をいう。

支援法及び国の基本指針（案）には、教育・保育区域の設定にあたって、次の考え方が示されている。

- ❖ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案
- ❖ 小学校区や中学校区単位など、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
- ❖ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえる
- ❖ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定が基本
- ❖ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態に応じて、区分・設定



2 区域の設定にあたっての前提

先に実施したニーズ調査票では、対象者が居住する地区について、小学校区単位の設問として実施したことから、教育・保育の提供区域の設定にあたっては、**最も小さな単位を小学校区とし、範囲を広げる場合は、小学校区の組み合わせ（中学校区・旧自治体単位など）により区域を設定する。**

教育・保育の提供区域は、子ども・子育て支援事業計画において、認定区分ごとに需要と供給を設定し、供給が不足する場合は施設整備等により確保する、または、供給過剰な場合は需給調整を行うなどの判断を行うための範囲として設定する。

ただし、**利用者が居住する区域内の施設・事業のみに、利用（選択）が制限されるものではない。**



III 教育・保育提供区域の設定（2）

3 区域設定にあたってのメリット・デメリット



狭くする場合

メリット

- 利用者の自宅近くに施設・事業があり、容易に移動できることが可能など利便性が高い。
- 狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。

デメリット

- 区域内での供給不足は、隣接区域で供給に余裕があっても、当該区域内において供給を整備する必要があり、多数の事業・施設を整備する必要が生じ、非効率的となりやすい。
- 児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。

広くする場合



メリット

- 区域が大きいほど区域外の利用者は少なくなり、区域内の量の見込みが推計しやすい。仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。
- 区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる

デメリット

- 区域の広域化により、基本指針（案）にある「居宅より容易に移動することが可能な区域」と相反し、利用者の居宅近くに施設・事業がないなど、利便性に欠ける場合がある。
- 区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

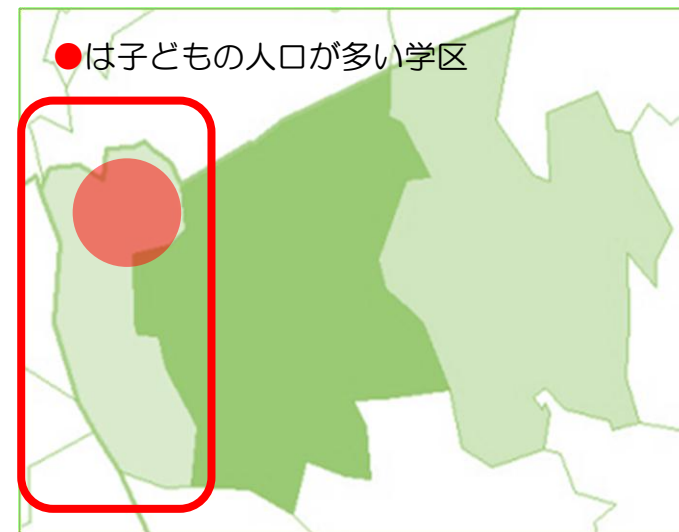


III 教育・保育提供区域の設定（3）

4 区域設定の検討資料（古河地区）

<地区の状況>

- ・ 駅を中心とした二小学区や六小学区に人口が集中している反面、地区西部は大規模な宅地開発がなく、今後の人口増加は見込めないと予想される。
- ・ 保育園は9か所あるが、公立5園のうち2園は老朽化が著しいため、今後整備等の検討をする必要がある。
- ・ 大規模な幼保連携型認定こども園の移行状況は、敷地の拡大が難しいため、移行を希望する園は多くはない。
- ・ 世帯状況は三地区の中で最も核家族が多い。



（平成26年4月1日現在）

小学校区	面積比 (%)	0歳～2歳 人口	3歳～5歳 人口	6歳～11歳 人口 (小学校児童)	保育園数	保育園定員	幼稚園数	幼稚園定員	一時預かり	預かり保育	児童クラブ	地域子育て 支援拠点施設
古河第一小学校	1.8%	149	149	323	2	180人	0	0人	0	0	1	0
古河第二小学校	1.3%	198	215	431	0	0人	0	0人	0	0	1	0
古河第三小学校	1.4%	138	144	309	2	120人	2	265人	0	2	1	1
古河第四小学校	4.7%	198	236	503	2	170人	1	160人	1	1	2	1
古河第五小学校	0.6%	64	65	140	1	60人	1	210人	1	1	1	0
古河第六小学校	1.4%	197	222	519	1	70人	1	120人	0	1	1	0
古河第七小学校	3.0%	255	284	492	1	90人	2	220人	1	2	1	1

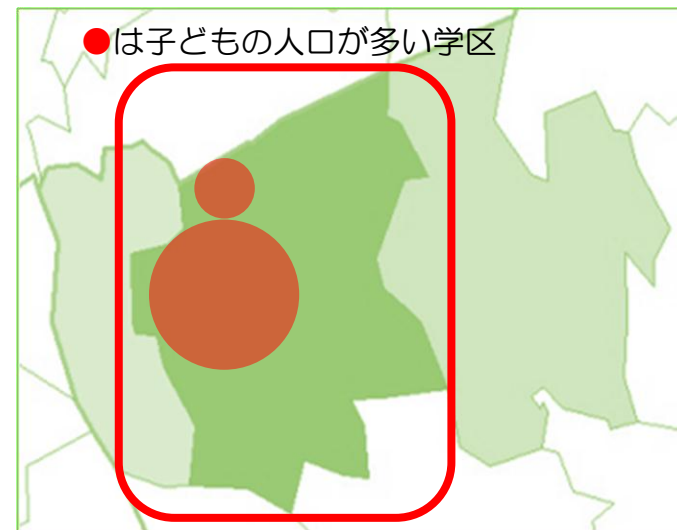


III 教育・保育提供区域の設定（４）

5 区域設定の検討資料（総和地区）

<地区の状況>

- ・ 地区中心から西側にかけて、人口が集中しており、今後も人口増が見込まれる。
- ・ 保育園数は公私併せて7カ所だが、現在2つの幼稚園が幼保連携型認定こども園の移行を希望しており、供給数の増加が見込まれる。
- ・ 公立保育所は2園あるが、いずれも築年数が古く、老朽化が著しいため、人口分布や推移を注視しつつ移転等も考慮に入れなければならない。



（平成26年4月1日現在）

小学校区	面積比 (%)	0歳～2歳 人口	3歳～5歳 人口	6歳～11歳 人口 (小学校児童)	保育園数	保育園定員	幼稚園数	幼稚園定員	一時預かり	預かり保育	児童クラブ	地域子育て 支援拠点施設
釈迦小学校	4.9%	47	60	138	0	0人	0	0人	0	0	1	0
下大野小学校	6.6%	157	187	368	1	90人	1	240人	1	1	1	0
上辺見小学校	2.8%	175	216	326	1	120人	1	175人	0	1	1	0
小堤小学校	3.5%	116	114	276	1	60人	1	140人	0	1	1	0
上大野小学校	5.8%	29	41	122	1	90人	0	0人	1	0	1	0
駒羽根小学校	1.9%	106	129	335	1	70人	0	0人	1	0	1	2
西牛谷小学校	2.6%	147	146	252	1	60人	0	0人	1	0	1	0
水海小学校	6.9%	98	105	210	1	110人	0	0人	1	0	1	1
下辺見小学校	3.2%	157	184	343	0	0人	0	0人	0	0	1	0
中央小学校	5.0%	213	238	529	0	0人	1	280人	0	1	1	0

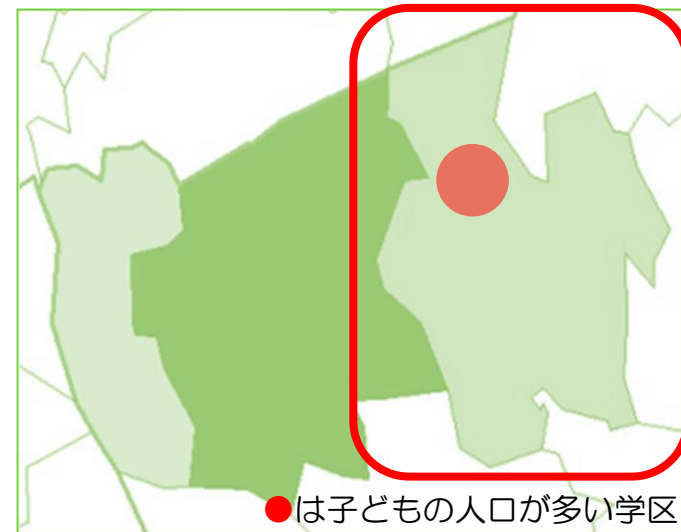


III 教育・保育提供区域の設定（5）

6 区域設定の検討資料（三和地区）

<地区の状況>

- ・ 諸川小学校区に人口が集中している。
- ・ 公立保育所数はゼロだが、敷地に恵まれているため比較的大規模な幼稚園が多く、これらの園が幼保連携型認定こども園への移行を希望しているため、今後も供給数は安定するものと思われる。
- ・ 隣接する自治体からの児童の受け入れや受け渡しも多く、広域的な視野で区域を考察する必要がある。
- ・ 世帯員数は三地区の中で最も複数世帯混合型が多い。



（平成26年4月1日現在）

小学校区	面積比 (%)	0歳～2歳 人口	3歳～5歳 人口	6歳～11歳 人口 (小学校児童)	保育園数	保育園定員	幼稚園数	幼稚園定員	一時預かり	預かり保育	児童クラブ	地域子育て 支援拠点施設
諸川小学校	4.5%	271	261	559	2	180人	2	245人	1	2	1	1
駒込小学校	4.5%	62	50	126	0	0人	1	120人	0	1	1	0
大和田小学校	6.0%	30	44	82	0	0人	0	0人	0	0	1	0
八俣小学校	11.4%	176	196	441	1	90人	2	385人	0	2	1	0
名崎小学校	11.2%	178	216	461	2	180人	2	170人	1	2	2	0
仁連小学校	5.1%	94	117	285	0	0人	1	210人	0	1	1	0

III 教育・保育提供区域の設定（6）



7 区域設定の考察



既存の施設・事業の
有効な活用を
図るには？

人口動態は？

現状の利用実態は？

地理的状況は？

市民のニーズに
柔軟に対応するには？

需要と供給の
バランスは？

意見を集約
無理・無駄のない設定

施設の状態は？

行政政策との
整合性は？





IV 事業計画（1）



1 骨子案

次世代育成支援行動計画（後期計画）	子ども・子育て支援事業計画骨子（案）
第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 これまでの国の施策 3 これからの国の取り組み 4 計画の期間 5 計画の位置づけ 6 他計画との調和 7 計画の推進に向けて	第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 これまでの国の施策 3 これからの国の取り組み 4 計画の期間 5 計画の位置づけ 6 他計画との調和 7 計画の推進に向けて
第2章 古河市の現状 1 古河市の人口・少子化などの状況 2 保育環境・教育環境の状況 3 保健・医療の状況 4 アンケート調査の結果	第2章 古河市の現状 1 古河市の人口・少子化などの状況 2 保育環境・教育環境の状況 3 保健・医療の状況 4 アンケート調査の結果 5 事業所ヒアリング調査
第3章 前期計画の評価 1 施策評価の方法 2 評価結果 3 基本目標別の事業進捗状況 4 特定事業の進捗状況	第3章 次世代育成支援行動計画の評価 1 施策評価の方法 2 評価結果 3 基本目標別の事業進捗状況 4 特定事業の進捗状況
第4章 基本理念と基本目標 1 計画の基本理念 2 基本的視点 3 基本目標 4 施策の体系 5 重点施策	第4章 基本理念と基本目標 1 計画の基本理念 2 基本的視点 3 基本目標 4 施策の体系 5 重点施策
第5章 施策の展開 1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 保護が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	第5章 施策の展開 どのような理念を掲げ、 それを施策として 実行するか
資料編 1 策定までの経過 2 古河市次世代育成支援地域行動計画策定協議会 3 古河市次世代育成支援地域行動計画策定内ワーキングチーム 4 次世代育成支援対策推進法（抜粋）	資料編

■ IV 事業計画（2）



2 他の計画との関連（古河市教育総合プラン）

基本理念

共に学び、明日を拓（ひら）く “人づくり”

基本目標

家庭教育の基盤に立った “人づくり”
個性を活かし、社会を生き抜く “人づくり”
古河を愛し、潤いのある “人づくり”

基本計画

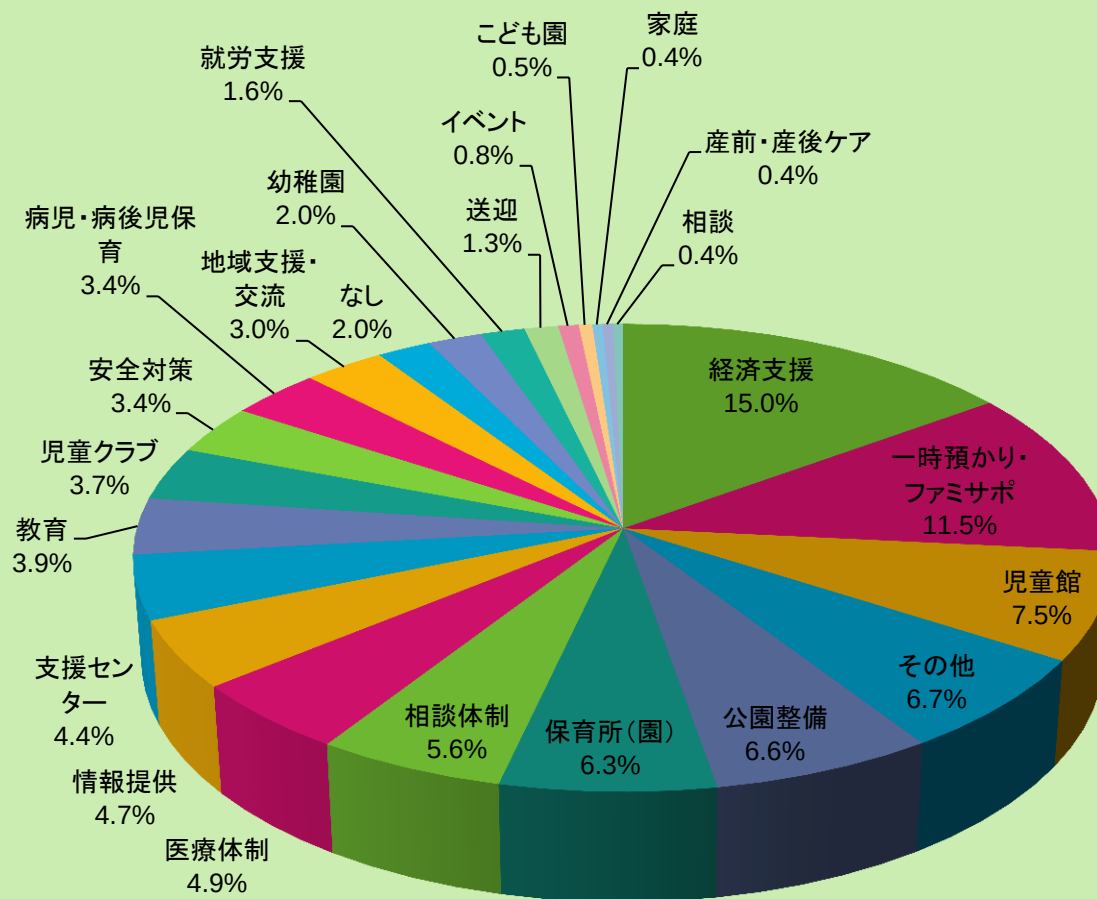
1. 「いつでも・どこでも・誰もが」学習機会を選択できる生涯学習社会の実現
 - （1）生涯学習推進体制の充実
 - （2）生涯学習環境の充実
2. 家庭教育の充実と地域・学校・行政との連携
 - （1）家庭教育力の充実
 - （2）地域・学校との連携の充実
3. 確かな学力の定着と豊かな心を育む教育の充実
 - （1）確かな学力の定着を図る教育の推進
 - （2）豊かな心とたくましさを育む教育の推進
 - （3）安全・安心な教育環境の整備
4. スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - （1）生涯スポーツの振興
 - （2）競技スポーツの振興
5. 豊かな市民文化の創造
 - （1）芸術文化活動の推進
 - （2）文化遺産の保存と活用
 - （3）新たな文化の創造



IV 事業計画（3）



3 参考資料（ニーズ調査自由記述の集計）



ニーズ調査・就学前児童用の問11番，問32番，小学生用の問38番は、それぞれ「望まれるサポート」「子育て支援への意見」「子育ての自由意見」の意見を求めたものです。

左のグラフは、これら回答コメントの中にあるキーワードを抽出し、集計したものになります。

